

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- REACH 規則 Annex X VII (制限) の修正に関する官報公布

2) 内容

- 2025年4月2日、REACH 規則 Annex X VII (制限) を修正する官報 (EU) 2025/660 が公布された。
今回の修正は、エントリ 50a への以下 1 物質の追加に関するもの。

- 対象物質

多環芳香族炭化水素 (Polycyclic aromatic hydrocarbons (PAHs))

- 追加の概要は以下となる

2026年4月22日以降、射撃用のクレーターゲットに、リストされたすべての PAHs の合計が 50mg/kg (クレーターゲットの乾燥質量の 0.005 重量%) を超えて含まれる場合、それ自体または他の物質の成分として、上市または使用されてはならない。

3) SEAJ コメント

- REACH 規則 Annex X VII (制限) の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- なし

5) 関連情報

- 官報 (EU) 2025/660 の URL

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:L_202500660

6) その他

- なし